

市第 118 号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、スポーツ」を削り、「文化観光局」を「にぎわいスポーツ文化局」に、「文化、」を「スポーツ、文化、」に、「、保健及び衛生」を「及び健康増進」に、

「(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」を

「(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項
(2) 保健及び衛生に関する事項」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

2 横浜市スポーツ推進審議会条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市民局」を「にぎわいスポーツ文化局」に改める。

（横浜市予防接種事故対策調査会条例の一部改正）

- 3 横浜市予防接種事故対策調査会条例（昭和41年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉局」を「医療局」に改める。

（横浜市感染症診査協議会条例の一部改正）

- 4 横浜市感染症診査協議会条例（平成11年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉局」を「医療局」に改める。

提 案 理 由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項後段の
規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

市民局

(1) 市民活動及び区政に関する事項

(2) 広聴~~_____~~及び人権に関する事項
、スポーツ
にぎわいスポーツ文化局
文化観光局

(1) スポーツ、文化、観光及び創造都市の形成に関する事項
文化、

（省略）

健康福祉局

(1) 社会福祉及び健康増進に関する事項
、保健及び衛生

医療局

(1) 医療に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

(2) 保健及び衛生に関する事項

（省略）

横浜市スポーツ推進審議会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、にぎわいスポーツ文化局（会議の案件が
市民局
教育委員会の諮問に係るものにあつては、教育委員会事務局）に

において処理する。

横浜市予防接種事故対策調査会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第 9 条 調査会の庶務は、医療局
健康福祉局において処理する。

横浜市感染症診査協議会条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、医療局
健康福祉局において処理する。